（様式再構築第１号）

補助金交付申請書（漏えい防止工事用）

２０２３年　　　月　　　日

一般社団法人　全国石油協会

会　　長　　山冨　二郎 　 殿

○ＳＳの事業再構築・経営力強化事業交付規程第９条第１項の規定に基づき、上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

１.申請者：申請給油所の運営者と所有者が同じ場合、「③.給油所の運営者」の欄に記入し、捺印する。

申請給油所の運営者と所有者が相違する場合、それぞれ双方の者が記入し、捺印する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ①申請者(いずれかに○)(補助金の受給者及び管理者) | １．給油所の運営者(運営者と所有者が同じ若しくは賃借人) | ２．給油所の所有者(賃貸人) |
| ②申請者の法人番号(法人のみ：１３桁)※個人事業者は、記載しない |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ③申請資格要件（申請する事業について該当する番号に〇） | １．地域インフラ又は地域コミュニティに必要な機能として、灯油配送又は店舗経営を行う揮発油販売業者等が行うもの２．自治体が策定した総合計画等に石油製品の安定供給の維持・確保が位置づけられた地域で行うもの。３．事業を行う地域を管轄する自治体等の同意書等の提出があるもの４．複数の揮発油販売業者の統合を伴うもの |
| ④給油所等の運営者 | 住　　　　　　所(都道府県名から記入) | 〒 |  |  | ㊞ |
|  |
| 会社名 又 は 名 称及 び 代 表 者 名 |  |
|  |
| 品質確保法登録番号(親番のみ、枝番の記載不要)(又は備蓄法届出番号) | － 第　　　　　　　号(石油販売業者の場合は備蓄法の届出番号) |
| 電話番号/ＦＡＸ番号 | 　　　　　　　　／ | 担当者名 |  |
| 企業形態の別 | １．中小企業者等 | 　２．非中小企業(みなし大企業、協同組合、地方自治体含む) |
| ⑤給油所の所有者 | 住　　　　　　所(都道府県名から記入) | 〒 |  |  | ㊞ |
|  |
| 会社名 又 は 名 称及 び 代 表 者 名 |  |
|  |
| 電話番号/ＦＡＸ番号 | 　　　　　　　　／ | 担当者名 |  |
| 企業形態の別 | １．中小企業者等 | 　２．非中小企業(みなし大企業、協同組合、地方自治体含む) |

※法人番号の調べ方：国税庁の「法人番号公表サイト」から検索。（検索結果は必ず申請書に添付して下さい）

●上記に掲げる申請者が、事業を廃止し若しくは事業を存続できなくなった場合等にあっては、他者(運営者及び所有者が異なる場合)が補助金の管理者等となることとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 受付印（組合用） | 受付印（協会用） |

２．申請施設

|  |  |
| --- | --- |
| 施設の品質確保法登録番号 | 　　－ 第　　　　　　　　　号（　　　　　　　）(石油販売業者は記入不要) |
| 施設名称 |  | 元売系列 |  |
| 施設所在地(都道府県名から記入) |  | 本会使用欄 |
| 地下タンク埋設年月日(年号は西暦で記載) | ①　　　　年　　月　　日 | ②　　　　年　　月　　日 |
| ③　　　　年　　月　　日 | ④　　　　年　　月　　日 |
| 地下タンクの設置状況（総タンク本数） |  | 本 |  | 室 |  |

※小口燃料配送拠点での申請に関し、所有者及び運営者並びに所在地情報について、経済産業省　資源エネルギー庁にて補助金交付実績等を確認するため、ご記入いただいた情報等を使用いたしますので、ご了解ください。

３．申請事業内容

|  |  |
| --- | --- |
| 申請する事業の欄に○を付ける | 　１．内面ライニング施工工事 |
| 　２．電気防食システム設置工事 |
| ３．精密油面計設置工事 |
| 　４．統計学による漏えい監視システム設置工事 |
| 工事費用総額(補助金交付申請額) |  | 円(税抜) |
|  | 円(税込) |
| 施工業者名 | 　 |
| 工事対象地下タンク | 　　　　　 | 本 |  | 室 |  |
| 予定工期 | 　　　　　年　　月　　日　～　　　　　年　　月　　日 |

●上記「２.申請施設」で他に申請する設備（該当する設備及び給油所等番号を丸で囲む。各給油所等において本申請含めて４つまでが上限となり、ローリーは1事業者1台が上限）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 1.ﾍﾞｰﾊﾟｰ回収設備 | 2.地下タンク等の入換 | 3.漏えい防止工事 | 4.省ｴﾈ型洗車機 | 5.省ｴﾈ型ローリー | 6.POSシステム | 7.ﾀﾌﾞﾚｯﾄ型給油許可ｼｽﾃﾑ | 8.灯油ﾀﾝｸ等ｽﾏｰﾄｾﾝｻｰ |
| 給油所 ① | 給油所 ① | 給油所 ① | 給油所 ① | 給油所 ① | 給油所 ① | 給油所 ① | 給油所 ① |
| 給油所 ② | 給油所 ② | 給油所 ② | 給油所 ② | 給油所 ② | 給油所 ② | 給油所 ② | 給油所 ② |

○法人番号の調べ方等

　①国税庁の「法人番号公表サイト（https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/）」から検索。（１３桁：商業登記簿謄本の会社法人等番号(12桁)ではありませんので、ご注意ください)

※検索結果は必ず申請書に添付して下さい。

②法人番号などを記載した書面を国税庁長官から通知されています(平成27年10月から通知を開始)。

【ジービスインフォについて】

○国の予算の支出先、使途の透明化及びオープンデータの取組を政府として推進するため、全国石油協会が行う補助事業者への補助金の交付決定等に関する情報（採択日、採択先（交付決定先）、交付決定日、法人番号、交付決定額等）について、ジービズインフォに原則掲載されることとなりますので、事前にご承知置きください。

（※）ジービズインフォとは、マイナンバー制度の開始を踏まえ、法人番号と補助金や表彰情報などの法人情報を紐づけ、誰でも一括検索、閲覧ができるシステムです。【掲載アドレス：<https://info.gbiz.go.jp/>】

（審査判定基準様式１）

２０２３年　　月　　日

一般社団法人　全国石油協会

会　　長　　山 冨　二 郎 　殿

|  |
| --- |
| （運営者：揮発油販売業者） |
| 氏名又は名称 |  |
| 及び代表者名 |  | ㊞ |
| 運営者と所有者が同じ場合は、｢運営者｣の欄に記入。 |
| （所有者） |
| 氏名又は名称 |  |
| 及び代表者名 |  | ㊞ |

誓　約　書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、ＳＳの事業再構築・経営力強化事業交付規程第５条第３項各号に規定する下記の事項に該当いたしません。

申請日以降、補助金の交付を受けた会計年度が終了するまでの間にこの誓約書に違反することがございましたら、申請を取り下げる（既に補助金を受給している場合にあっては、直ちに補助金を返還する）ことを誓約いたします。

なお、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令、交付規程及び交付決定の際に付した条件に従うことを承知の上申請します。

記

一　成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者

二　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

三　品質確保法の規定により業務の停止命令を受け、その期間が終了した日、又は罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

四　国が行う石油製品の試買分析において、品質確保法で定める強制規格又は標準規格について不適合があり、資源エネルギー庁又は経済産業局から当該油種の販売停止・自粛等の指示又は立入検査を受けた後も同一項目について不適合を出した者（申請の資格を有しない期間は、不適合を出した年度及び最後に不適合を出した翌年度から最初に不適合を出した年度の期間分とする）

五　品質確保法の規定により、経済産業大臣が揮発油の品質の確保に関し必要な措置をとるべきことを指示した場合において、その指示に従わずにその旨を公表された日から２年を経過しない者

六　品質確保法の規定による揮発油の分析を行っていない者

七　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）の規定に基づく警告又は排除措置命令を受けた日、若しくは裁判所が差し止めを行った日、又は罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者、又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づき策定された不当廉売に関する独占禁止法上の考え方（平成２１年１２月１８日付け公正取引委員会）に基づく警告を受けた日から２年を経過しない者

八　不当景品類及び不当表示防止法（昭和３７年法律第１３４号）の規定に基づく措置命令、指示、行政指導（警告・注意等公表措置を伴うものに限る）を受けた日、又は罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

九　別紙「暴力団排除に関する誓約事項」各号に記載されている事項に該当する者

十　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）の規定に違反し、又は刑法（明治４０年法律第４５号）第２０４条、第２０６条、第２０８条、第２０８条の２、第２２２条若しくは第２４７条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正１５年法律第６０号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

十一　消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成２５年法律第４１号）に基づき策定された、総額表示義務に関する特例の適用を受けるために必要となる誤認防止措置に関する考え方（平成２５年９月１０日付け財務省）に基づく行政指導（警告・注意等公表措置を伴うものに限る）を受けた日から２年を経過しない者

十二　補助金の交付の対象となる財産について、所有者又は運用する者としての権利義務を有していない者

十三　経営の状況又はその他の理由によって、石油製品の供給を継続すること（補助金で取得した財産の管理も含む。）が困難と認められる者、その他補助金の交付を受けて行う事業（以下「補助事業」という。）の実施において、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認められる者

十四　揮発油販売業者が法人の場合にあっては、その業務を行う役員のうち、前１３号のいずれかに該当する者があるもの

 以　　上

（審査判定基準様式２）

　　２０２３年　　月　　日

一般社団法人 全国石油協会

会　長　　　山冨　二郎　　殿

|  |
| --- |
| （運営者：揮発油販売業者) |
| 氏名又は名称 |  |
| 及び代表者名 |  | ㊞ |
| 運営者と所有者が同じ場合は、｢運営者｣の欄に記入。 |

|  |
| --- |
| （所有者） |
| 氏名又は名称 |  |
| 及び代表者名 |  | ㊞ |

誓　約　書

（暴力団排除に関する誓約事項）

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

（１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

以上

（審査判定基準様式３）

役　員　等　名　簿

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏名(カナ) | 氏名(漢字) | 生年月日 | 性別 | 会社名 | 役職名 |
| 和暦 | 年 | 月 | 日 |
| 【記入例】セキユ　ハナコ | 石油　華子 | Ｓ | 30 | 5 | 30 | Ｆ | 株式会社ゼンコク石油 | 代表取締役 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（注：記入例は１行目をご参照ください）

・氏名(カナ)欄及び、氏名(漢字)欄の姓と名の間１マス空けて記載。

・生年月日欄（大正はＴ、昭和はＳ、平成はＨ、和暦表示はアルファベット、数字はアラビア数字）

・性別欄（男性はＭ、女性はＦ）

・会社名及び役職名(個人事業主にあっては身分)を記載

また、外国人については、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを、氏名欄にはアルファベットを記載すること

※本名簿についての個人情報は、本会が取扱う国庫補助金事業の交付目的以外に使用することはありません。

（審査判定基準様式５）

２０２３年　　月　　日

資源エネルギー庁資源・燃料部

|  |
| --- |
| （運営者：揮発油販売業者、石油販売業者、給油所名) |
| 氏名又は名称 |  |
| 及び代表者名 |  | ㊞ |
| 運営者と所有者が同じ場合は、「運営者」の欄に記入。 |

燃料流通政策室室長　殿

|  |
| --- |
| （所有者） |
| 氏名又は名称 |  |
| 及び代表者名 |  | ㊞ |
| **給油所名** |  |

燃料安定供給計画書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、ＳＳの事業再構築・経営力強化事業（以下、「当該補助事業」という。）の主旨に則り、下記のとおり取り組むことで、事業再構築や経営力強化を図り、当該補助事業の交付決定日を含む当該事業年度から８年以上にわたり、ＳＳ事業を継続し、立地地域に必要な燃料の安定供給を果たします。

記

１．燃料安定供給に向けた基本方針

①人命の安全（従業員・顧客）を最優先とします。

②自社の健全経営の維持・事業継続を図ります。

③地域社会の一員として、地域行政等との連携・協調のもと、公平かつ適切な燃料供給を行います。

④カーボンニュートラル社会に向けたＳＳの事業再構築・経営力強化を図り、石油製品の安定供給体制を確保します。

⑤災害時等においては二次災害等の防止に努め、安全かつ迅速な燃料供給体制を構築します。

２．燃料安定供給に向けた取組等（それぞれ**具体的に**記載してください）

①地域における燃料安定供給に向けた課題

（自社の事業継続、地域における燃料安定供給に支障を来しうる課題を網羅的に記載してください）

（想定される内容）

販売量・売上の減少に伴う収支悪化、施設・設備の老朽化、人手不足、災害対応　等

②課題解決に向けた取組・対応方針

（想定される内容）

セルフ化による固定費削減・人手不足解消、老朽化設備の更新、災害対応力強化　等

③取組・対応方針における当該補助事業の位置づけ・効果

（想定される内容）

必要資金が確保でき整備可能となった、事業再構築に向けた他の投資が可能となった　等

|  |
| --- |
| ①地域における燃料安定供給に向けた課題②課題解決に向けた取組・対応方針③取組・対応方針における当該補助事業の位置づけ・効果 |

（注）これらの記載事項については、事業実施後に対応状況の調査やヒアリング等を行う場合があります。

３．同意書等の添付（当該補助事業に係る書類（2点）の添付をお忘れなくお願いします）

|  |  |
| --- | --- |
| 確認欄 | 添付書類の名称 |
|  | ＳＳの事業再構築・経営力強化補助事業に係る同意依頼書（該当するものにチェックしてください）□ ①地方自治体（□ 総合計画等あり・□ 総合計画等なし）□ ②石油組合□ ③その他（　　　　　　　　） |
|  | 燃料油激変緩和事業 広報ステッカー貼付写真 |

（注）

　・添付したことを確認するために、確認欄に「○」印を記入ください。

　・ＳＳの事業再構築・経営力強化補助事業に係る同意依頼書については、同意者に対応した項目にチェック☑してください。なお、「①地方自治体」の場合は総合計画等の有無の区別についてもチェック☑してください。また、「③その他」の場合は同意を得た機関名（例：●●消防署、◆◆自治会等）をカッコ内に記入してください。

　・燃料油激変緩和事業広報ステッカー貼付写真については以下に留意してください。

・撮影日時入りの写真であること

・添付する写真は、①申請給油所であることが確認できる給油所名称が特定できる写真②ステッカーを貼付している計量機や釣銭機又はセールスルーム（チラシ等の場合）等の写真を添付すること

４．補助金適正化法に基づく適正管理

当該補助事業により取得した補助対象設備等については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（補助金適正化法）の規定に従い適正に管理するとともに、財産処分制限期間内に財産処分を行う場合は必ず事前に（一社）全国石油協会に報告・承諾を得た上で財産処分を行います。

以上

［石油協会記入欄］

補助対象設備等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ①ベーパー回収設備 | ②地下タンク等入換 | ③漏えい防止対策 | ④省エネ型洗車機 |
| ⑤ＰＯＳシステム | ⑥省エネ型ローリー | ⑦タブレット型給油許可システム | ⑧灯油タンク等スマートセンサー |
| ⑨自家発電機（中核SS） |  |  |  |

補助対象設備等設置状況確認調査

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 第１回 |  | 第２回 |  | 第３回 |  | 第４回 |  |
| 備考 |  |

（審査判定基準様式５－２）地方自治体（総合計画ありの場合(注)）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ２０２３年　　月　　日（あて先） 市区町村長　殿（依頼者）住所：名称（氏名）：　　　　　　　　　　　　　㊞担当者：電話：ＳＳの事業再構築・経営力強化補助事業に係る同意依頼書　当社(私)は、｢　　　　市(区町村)　　　　　計画｣(添付)及び｢燃料安定供給計画書｣に基づき、下記給油所の運営を継続し地域に必要な燃料の安定供給に取り組んでいくため、標記事業を活用し下記設備を設置する予定としております。　標記事業を利用するにあたっては、ＳＳの事業再構築・経営力強化事業交付規程第５条第１項第８号ハの規定により、自治体からの同意が必要となりますので、同意下さいますようお願い致します。記・給油所名：・給油所住所：・設置する設備：

|  |  |
| --- | --- |
| 1. | 3. |
| 2. | 4. |

 |
| ２０２３年　　月　　日上記依頼について同意します。同意者名または部署名　　　　　　　　　　　　　㊞　担当： 氏名：TEL ：メールアドレス： |

(注)総合計画等に「石油製品の安定供給の維持・確保」が位置づけられている（石油製品や燃料の安定供給に向けた取組が記述されている等）場合はこちらの様式をご使用ください。

※①留意事項：本認定とは別に、補助事業実施機関による審査があります。

　②同意に関する問合せ先：経済産業省　資源エネルギー庁　燃料流通政策室　TEL:03-3501-1320

※自治体に同意依頼書が受理されているが、本書への署名・押印に日数を要する場合、事前に全国石油協会へご連絡をいただき確認を得たものについては、同意依頼書を後日提出とすることが可能です。

（一社）全国石油協会　環境・経営支援部　TEL　03-5251-0465

（審査判定基準様式５－２）地方自治体（総合計画なしの場合(注)）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ２０２３年　　月　　日（あて先） 市区町村長　殿（依頼者）住所：名称（氏名）：　　　　　　　　　　　　　㊞担当者：電話：ＳＳの事業再構築・経営力強化補助事業に係る同意依頼書　当社(私)は、｢燃料安定供給計画書｣に基づき、下記給油所の運営を継続し地域に必要な燃料の安定供給に取り組んでいくため、標記事業を活用し下記設備を設置する予定としております。　標記事業を利用するにあたっては、ＳＳの事業再構築・経営力強化事業交付規程第５条第１項第８号ハの規定により、自治体からの同意が必要となりますので、同意下さいますようお願い致します。記・給油所名：・給油所住所：・設置する設備：

|  |  |
| --- | --- |
| 1. | 3. |
| 2. | 4. |

 |
| ２０２３年　　月　　日上記依頼について同意します。同意者名または部署名　　　　　　　　　　　　　㊞　担当： 氏名：TEL ：メールアドレス： |

(注)総合計画等に「石油製品の安定供給の維持・確保」が位置づけられていない（石油製品や燃料の安定供給に関する記述がない）場合はこちらの様式をご使用ください。

※①留意事項：本認定とは別に、補助事業実施機関による審査があります。

　②同意に関する問合せ先：経済産業省　資源エネルギー庁　燃料流通政策室　TEL03-3501-1320

※自治体に同意依頼書が受理されているが、本書への署名・押印に日数を要する場合、事前に全国石油協会へご連絡をいただき確認を得たものについては、同意依頼書を後日提出とすることが可能です。

（一社）全国石油協会　環境・経営支援部　TEL　03-5251-0465

（審査判定基準様式５－２）石油組合の場合

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ２０２３年　　月　　日（あて先）　　　　　石油商業組合　理事長　　　　　　　殿（依頼者）住所：名称（氏名）：　　　　　　　　　　　　　㊞担当者：　　　　　　　　　　　　　電話：ＳＳの事業再構築・経営力強化補助事業に係る同意依頼書　当社(私)は、｢燃料安定供給計画書｣(添付)に基づき、給油所の運営を継続し地域に必要な燃料の安定供給に取り組んでいくため、標記事業を活用し下記設備を設置する予定としております。　同事業を利用するにあたっては、ＳＳの事業再構築・経営力強化事業交付規程第５条第１項第８号ハの規定により、石油商業組合の同意が必要となりますので、同意下さいますようお願い致します。記・給油所名：・給油所住所：・設置する設備：

|  |  |
| --- | --- |
| 1. | 3. |
| 2. | 4. |

 |
| ２０２３年　　月　　日上記依頼について、同意します。同意者名　　　　　石油商業組合理事長　　　　　　　　　　　　　㊞ |

※留意事項：本認定とは別に、補助事業実施機関による審査があります。

（審査判定基準様式５－２）その他の場合

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ２０２３年　　月　　日（あて先）　　　　　　　　殿（依頼者）住所：名称（氏名）：　　　　　　　　　　　　　㊞担当者：電話：ＳＳの事業再構築・経営力強化補助事業に係る同意依頼書　当社(私)は、｢燃料安定供給計画書｣に基づき、下記給油所の運営を継続し地域に必要な燃料の安定供給に取り組んでいくため、標記事業を活用し下記設備を設置する予定としております。　標記事業を利用するにあたっては、ＳＳの事業再構築・経営力強化事業交付規程第５条第１項第８号ハの規定により、自治体（自治会長含む）からの同意が必要となりますので、同意下さいますようお願い致します。記・給油所名：・給油所住所：・設置する設備：

|  |  |
| --- | --- |
| 1. | 3. |
| 2. | 4. |

 |
| ２０２３年　　月　　日上記依頼について同意します。同意者名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞ |

※①留意事項：本認定とは別に、補助事業実施機関による審査があります。

　②同意に関する問合せ先：経済産業省　資源エネルギー庁　燃料流通政策室　TEL:03-3501-1320

※依頼先に同意依頼書が受理されているが、本書への署名・押印に日数を要する場合、事前に全国石油協会へご連絡をいただき確認を得たものについては、同意依頼書を後日提出とすることが可能です。

（一社）全国石油協会　環境・経営支援部　TEL　03-5251-0465

地方自治体の方へ

地方自治体に同意の依頼を行う際にご活用ください

平素より経済産業行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

この度、経済産業省資源エネルギー庁では、カーボンニュートラル社会に向けた取組を進めていく中でも残り続ける燃料需要に対して安定供給を確保するため、令和４年度補正予算において「SS（※）の事業再構築・経営力強化事業」を措置いたしました。

※ＳＳ：サービスステーション、ガソリンスタンド

本事業は、ＳＳ事業者等が事業再構築や経営力強化に向けて行う設備導入等に対して補助を行うものとなりますが、申請に当たっては、地域に必要な燃料の安定供給に向けた計画「燃料安定供給計画書」を作成するとともに、申請事業の実施について地方自治体等の同意を得ること等が要件となっております。

つきましては、本事業の申請予定者より、申請に対する同意の依頼があった場合には、燃料安定供給計画書等申請内容をご確認いただき、管内地域に必要な燃料の安定供給の確保に資するものであると認められる場合にはご同意をいただけますと幸いです。

何卒、ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

Ｑ１　同意するにあたり判断基準はあるか。

Ａ１　申請内容がＳＳの事業継続に結びつくものである場合は、管内地域に必要な燃料の安定供給の確保に資するものであると考えられます。燃料安定供給計画書等の記載内容や申請予定者からの説明を踏まえ、ご判断をお願いいたします。

Ｑ２　地方自治体として、同意を行うことにより、申請事業について責任を負うのか。

Ａ２　申請事業の内容・実施結果については、本事業執行機関・一般社団法人全国石油協会の責任の下、交付要綱等に基づく適正な審査を行った上で補助金の交付を行います。

Ｑ３　同意は首長名義である必要があるか。

Ａ３　首長名義である必要はございません。商工・産業所管部署などＳＳ事業者や同意内容に関わる事務を所掌される部署の管理職等、意思決定を行う立場にある方の名義でご同意いただけますようお願いいたします。

（問い合わせ先）

経済産業省 資源エネルギー庁

資源・燃料部 燃料流通政策室

電話番号：０３－３５０１－１３２０

ＳＳの事業再構築・経営力強化事業　交付規程（抜粋）

地方自治体に同意の依頼を行う際にご活用ください

（令和５年３月９日設定）

(事業の内容)

第４条　「ＳＳの事業再構築･経営力強化補助事業」とは、次の事業の実施に要する経費に対して、当該経費の一部を助成する事業をいう。

一　ベーパー回収設備整備事業　申請給油所等のうち給油所に第２条第１２号に定める設備を導入する事業をいう。

二　地下埋設物等の入換等事業　申請給油所等のうち給油所の地下埋設タンク及び地下埋設配管の両方又は地下埋設配管のみを撤去し、撤去した設備に応じて新たに地下埋設タンク及び地下埋設配管の両方又は地下埋設配管のみを設置する工事をいう。

三　地下埋設物等の撤去等事業　申請給油所等の地下埋設タンク及び地下埋設配管を撤去する工事（以下、「撤去工事」という。）、危険物漏えい未然防止を目的として実施する第２条第１３号の内面ライニング施工工事及び第１４号の電気防食システム設置工事並びに危険物漏えい早期検知を目的として実施する第２条第１５号の精密油面計設置工事及び第１６号の統計学による漏えい監視システム設置工事をいう。

四　省エネ型洗車機整備事業　申請給油所等のうち給油所に第２条第１８号に定める設備を導入する事業をいう。

五　官公需システム整備事業　石油組合が第２条第１９号に定める設備を導入する事業をいう。

六　ＰＯＳシステム整備事業　申請給油所等のうち給油所に第２条第２０号及び第２１号に定める設備のいずれか又は両方を導入する事業をいう。

七　省エネ型ローリー整備事業　申請給油所等に第２条第２２号に定める設備を導入する事業をいう。

八　タブレット型給油許可システム整備事業　申請給油所等のうち給油所に第２条第２３号に定める設備を導入する事業をいう。

九　灯油タンク等スマートセンサー整備事業　申請給油所等のうち給油所に第２条第２４号に定める設備を導入する事業をいう。

（申請資格）

第５条　補助金の交付を受けることができる者は、事業毎に次の各号の要件を満たす者とする。

八　前条第１号から第９号までの事業にあっては、次の要件のいずれかに該当するもの。ただし、第３号の撤去工事にあっては、この限りではない。

ハ　事業を行う地域を管轄する地方自治体等の同意書等の提出があるもの

（審査判定基準様式５－３）

燃料油激変緩和事業 広報ステッカー貼付写真　提出用紙

|  |  |
| --- | --- |
| 社名及び給油所名 |  |
| 給油所住所 |  |

|  |
| --- |
| 写真１（給油所名称が特定できる日付入り写真）写真貼付 |
| 写真２（ステッカーを貼付している計量機、セールスルーム等の日付入り写真①）写真貼付 |
| 写真３（ステッカーを貼付している計量機、セールスルーム等の日付入り写真②）写真貼付 |

○補助金で取得した財産に関する申告書

　1.申請給油所について、石油協会が実施する補助金を活用して過去に所有者又は運営者が補助金の交付を受けたことがありますか。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | ①ある |  | ②ない |

2.上記「1.」の問いに「①ある」とご回答頂いた申請者で令和3年度「脱炭素社会における燃料安定供給対策事業」において、補助金交付を受けた又は交付決定を受けて繰越した事業がある申請者は「3補正利用」欄の「有・無」の有に○を記してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 事業種類 | ３補正利用 |
| 地下埋設物の撤去等事業 | 有・無 |
| 漏えい防止対策事業 | 有・無 |

3.上記「1.」の問いに「①ある」とご回答頂いた申請者（３補正は除く）は、以下に具体的な財産名称(年度.補助金の事業名)を列記願います。

記載例：油面計(H25.地下タンク漏えい防止規制対応推進事業)等

|  |
| --- |
| ① |
| ② |
| ③ |
| ④ |
| ⑤ |

4.上記の財産に関して、裏付けとなる以下の書類等をご添付ください。

・該当事業の額の確定通知書(交付決定通知書も可：本会発行のもの)

・資産台帳(個人事業主：減価償却費の計算)

＊上記以外でも、処分制限財産等であることが確認できる書類。

※ＳＳの事業再構築・経営力強化事業補助事業の申請に関して、上記の内容で申告し、処分制限に該当する財産等がある場合には、補助金の交付を受けた事業者が未経過期間の補助金相当額を貴会を通じて国庫に返納いたします。

２０２３年　　月

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| (申請者)氏名又は名称及び代表者名 |  | ㊞ |